



平成30年3月6日

各 位

会 社 名 株式会社RS Technologies
代表者名 代表取締役社長 方 永義
(コード：3445、東証第1部)
問合せ先 取締役管理本部長 鈴木 正行
(TEL. 03-5709-7685)

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成30年3月6日開催の取締役会において、新株式発行及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達及び株式売出しの目的】

当社グループは、「地球環境を大切に、世界の人々に信頼され、常に創造し挑戦する。」という経営理念に基づき事業活動を展開しております。

当社グループの主要な事業であるシリコンウェーハ再生事業は、半導体製造過程で発生するモニタウェーハ(※1)の再生を行う事業であります。シリコンウェーハの再生は、半導体製造工程の特徴及び製造コストの面から需要が発生するものであり、新興国の経済発展及び先進国の更なるデバイス用途(車・医療・環境・家・町・IoT・M2M(※2))の広がり等を背景とした半導体需要の増加とともに需要が拡大しております。当社グループは、国内外の半導体製造会社を取引先とし、大手ファウンドリ(※3)を含めグローバルに販売活動を実施しており、艾爾斯半導體股份有限公司(連結子会社)と両社でおこなっております。また、シリコンウェーハ再生事業の他、シリコンウェーハ販売事業、酸化膜成膜加工サービス事業、半導体生産設備の買取・販売事業、その他の事業として太陽光発電事業、半導体の関連材料販売等をおこなっております。

世界的な半導体市場の好況を背景に、三本木工場及び台湾工場の生産能力の拡充を計画しております。また、当社が中長期的な経営方針の1つとして掲げている「中国半導体マーケットへの参入」につきましては、中国で期待されるマーケットに参入すべく、設立以来、中国半導体関連企業との関係を構築・強化してまいりました。

平成30年1月に北京有色金属研究総院及び福建倉元投資有限公司(中国現地投資会社)と三社で合弁会社(北京有研RS半導体科技有限公司)を新設し、それに伴い北京有色金属研究総院の100%子会社である有研半導体材料有限公司を連結子会社化し中国の半導体市場参入を実現いたしました。これにより、今後中国におけるプライムウェーハ事業においても生産能力の拡充を計画しております。

今回の新株式発行による調達資金は、再生ウェーハ増産に係る設備投資資金として、三本木工場の製造設備に400,000千円、台湾工場の製造設備に700,000千円を充当し、残額は中国でのプライムウェーハ製造設備への投資に充当いたします。

これにより、生産能力の増強による一層の収益性の向上を図り経営基盤をさらに強固なものにするとともに高い成長に向けて邁進してまいります。

なお、本資金調達と同時に実施する売出人による当社株式の売出しにつきましては、当社株式の分布状況の改善及び流動性の向上を図ることを目的としております。

※1 モニタウェーハ：半導体製造過程のモニタリングを実施するために使用するウェーハ。

※2 M2M：Machine to Machine(マシーン・ツー・マシーン)の省略形で、機器間の通信を指しております。

※3 ファウンドリ：半導体産業において、実際に半導体デバイス(半導体チップ)を生産する工場を指しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 1,220,000株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成30年3月13日（火）から平成30年3月15日（木）までの間のいずれかの日（以下、「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、株式会社SBI証券を主幹事会社とする引受団（以下、「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 平成30年3月22日（木）から平成30年3月26日（月）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の6営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役方永義に一任する。 | |
| (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | | |
|----------------|--|----------|
| (1) 売出株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 398,000株 |
| (2) 売出人及び売出株式数 | 方 永義 | 279,000株 |
| | 李 宗根 | 50,000株 |
| | 本郷 邦夫 | 20,000株 |
| | 鈴木 正行 | 20,000株 |
| | 石黒 正亨 | 14,000株 |
| | 近藤 淳行 | 10,000株 |
| | 遠藤 智 | 5,000株 |
| (3) 売出価格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で決定する。）なお、売出価格は一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 | |
| (4) 売出方法 | 売出しとし、株式会社SBI証券（以下、「売出しにおける引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。 | |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

なお、売出しにおける引受人の対価は、売出価格から売出しにおける引受人により売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。なお、引受価額は一般募集における払込金額と同一とする。

- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役方永義に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照のこと。）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 242,000 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売 出 人 株式会社SBI証券
- (3) 売 出 価 格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は引受人の買取引受けによる売出しにおける売出価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しにおける需要状況を勘案した上で、株式会社SBI証券が当社株主から242,000株を上限として借入れる当社普通株式について売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 引受人の買取引受けによる売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 引受人の買取引受けによる売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役方永義に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

4. 第三者割当による新株式発行（後記【ご参考】1.をご参照のこと。）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 242,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 株式会社SBI証券
- (5) 申 込 期 日 平成30年4月13日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成30年4月18日（水）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を取り止める。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、当社代表取締役方永義に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集及び前記「2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の引受人の買取引受けによる売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で、一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しの主幹事会社である株式会社SBI証券が当社株主から242,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、242,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券に上記当社株主から借入れた株式（以下、「借入株式」という。）の返還に必要な株式を取得させるために、当社は平成30年3月6日（火）開催の取締役会において、株式会社SBI証券を割当先とする当社普通株式242,000株の第三者割当増資（本件第三者割当増資）を、平成30年4月18日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成30年4月13日（金）までの間（以下、「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集、引受人の買取引受けによる売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、株式会社SBI証券は本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われな場合があります。

株式会社SBI証券が本件第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	11,187,000株	(平成30年3月6日現在)
(2) 一般募集による増加株式数	1,220,000株	
(3) 一般募集後の発行済株式総数	12,407,000株	
(4) 第三者割当増資による増加株式数	242,000株	(注)
(5) 第三者割当増資後の発行済株式総数	12,649,000株	(注)

(注) 上記(4)及び(5)は、前記【ご参考】1.に記載のとおり変更する可能性があります。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資の手取概算額合計上限 10,573,393千円につきましては、当社が中国の合弁会社である北京有研RS半導体科技有限公司へ出資するために調達した借入金の返済に4,200,000千円、当社の中国の合弁会社への増資資金として2,800,000千円、三本木工場の再生ウェーハ

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

増産投資に 400,000 千円、台湾工場の再生ウェーハ増産投資に 700,000 千円をそれぞれ充当し、残額につきましては北京工場のプライムウェーハ増産に係る設備投資に充当いたします。

上記調達資金につきましては、具体的な支払いが発生するまで安全性の高い銀行預金等により資金管理を図る予定であります。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達を上記(1)に記載の用途に充当することにより、今後の収益基盤の更なる拡大を通じて業績に寄与するものと考えております。また、増資資金により自己資本の充実が図られる見込みであります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、株主に対する利益の還元は、当社にとって最も重要な経営課題の1つとして認識しており、配当に関しては、各事業年度における利益水準、中期計画の見通し、財務体質の強化等の状況を総合的に勘案した上で、柔軟に対応していく方針であります。内部留保金につきましては、財務体質の強化と積極的な事業展開のための備えとしていくこととしております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の用途

上記「(1) 利益配分の基本方針」に記載のとおりであります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期
1株当たり連結当期純利益金額	28.36円	79.98円	199.31円
1株当たり年間配当額 (うち1株当たり中間配当額)	- (-)	10円 (-)	5円 (-)
実績連結配当性向	-	6.3%	2.5%
自己資本連結当期純利益率	14.6%	28.2%	47.4%
連結純資産配当率	-	1.8%	1.2%

- (注) 1. 平成29年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っており、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり連結当期純利益金額を算定しております。なお、平成28年12月期の1株当たり年間配当額は、当該株式分割前の実績を記載しております。
2. 1株当たり連結当期純利益金額は、期中平均株式数に基づいて計算しております。
3. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。なお、平成28年12月期の実績配当性向は、1株当たり年間配当額を株式分割を考慮せずに算定した1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。
4. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（新株予約権及び少数株主持分控除後の連結純資産合計の期首と期末の平均）で除した数値であります。
5. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産額（期首と期末の平均）で除した数値であります。なお、平成28年12月期の連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を株式分割を考慮せずに算定した1株当たり連結純資産額で除した数値であります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

6. 平成29年12月期につきましては監査法人による監査はなされておられません。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、ストックオプション制度を採用しており、会社法に基づく新株予約権を発行しております。なお、公募増資及び第三者割当増資後の発行済株式総数（12,649,000株）に対する下記の新株発行予定残数の比率は4.7%となります。

ストックオプション付与の状況（平成30年3月6日現在）

種類	発行決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権 の行使により株式を発 行する場合 の株式の発 行価格	新株予約権 の行使により株式を発 行する場合 の株式の資 本組入額	行使期間
第1回ストック オプション	平成25年12月27日 (臨時株主総会決議) 平成26年6月16日 (取締役会決議)	100,000株	200円	100円	平成28年6月17日から 平成36年6月16日まで
第2回ストック オプション	平成27年6月19日 (取締役会決議)	200,000株	1,264円	632円	平成27年7月21日から 平成37年7月20日まで
第3回ストック オプション	平成27年6月19日 (取締役会決議)	306,000株	1,260円	630円	平成29年4月1日から 平成32年7月20日まで

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

年月日	増資額	増資後資本金	増資後資本準備金
平成27年3月23日	新規上場時 有償一般募集 834,900千円	616,450千円	616,440千円

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年12月期	平成28年12月期	平成29年12月期	平成30年12月期
始 値	2,100円	2,120円	4,160円 □4,350円	6,080円
高 値	2,780円	4,525円	10,050円 □7,120円	7,990円
安 値	1,831円	1,900円	3,565円 □3,725円	5,850円
終 値	2,140円	4,020円	8,780円 □5,980円	7,950円
株価収益率	37.7倍	25.1倍	—	—

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (注) 1. 株価は、平成28年9月9日以降は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。
2. 当社株式は平成27年3月24日をもって東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしましたので、それ以前の株価及び株価収益率につきましては、該当事項はありません。
3. 平成29年12月期の株価につきましては、上段が平成29年7月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株に分割）による権利落ち前の株価を、下段の口印が株式分割による権利落ち後の株価を示しております。
4. 平成30年12月期の株価につきましては、平成30年2月23日現在で記載しております。
5. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。
- なお、1株当たり連結当期純利益につきましては、平成29年7月1日付の株式分割（普通株式1株につき2株に分割）を考慮しておりません。
- また、株価収益率につきましては、平成29年12月期は財務諸表の数値が確定していないため、平成30年12月期は期中であるため、それぞれ記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等
該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集及び引受人の買取引受けによる売出しに関連して、売出人である方 永義、李 宗根、本郷 邦夫、鈴木 正行、石黒 正亨、近藤 淳行及び遠藤 智は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算し180日目の日に終了する期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受けによる売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

6. 親会社以外の支配株主の異動

(1) 異動が生じる経緯

平成30年3月6日開催の取締役会において決議いたしました前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」「3. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」「4. 第三者割当による新株式発行」に記載の公募による新株式発行及び株式の売出し等に伴い、下記のとおり当社の親会社以外の支配株主の異動が生じる見込みであります。

(2) 異動の対象となる支配株主

- | | |
|---------|---------|
| ①氏名 | 方 永義 |
| ②住所 | 東京都品川区 |
| ③当社との関係 | 代表取締役社長 |

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(3)異動前後における当該株主の所有する議決権の所有割合

	属性	議決権所有割合		
		直接所有分	合算対象分	合計
異動前 (平成 30 年 3 月 6 日)	支配株主 (親会社を除く。)	9.70%	42.55%	52.25%
異動後	主要株主	6.49%	38.37%	44.86%

- (注) 1. 議決権所有割合については、小数点第三位を四捨五入しております。
2. 上記異動後の議決権所有割合は、前記【ご参考】1. に記載のとおり変更の可能性がります。

(4)異動年月日

前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）」に記載の売出しにおける受渡期日であります。

(5)今後の見通しについて

本件異動による当社の経営体制及び業績等への影響はありません。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。